

薬剤師の調剤応需義務等について

厚生労働省医薬局総務課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

薬剤師の調剤応需義務等について

概要

- 薬剤師法(昭和35年法律第146号)第21条において規定される「調剤応需義務」は、医療の公共性や薬剤師による調剤の業務独占、生命・身体の救護という高い倫理観を背景として、国に対して負担する公法上の義務として定められている。

(調剤の求めに応ずる義務)

第21条 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 近年の社会情勢の変化や深刻化するカスタマーハラスメントなど薬剤師を取り巻く状況変化に対応するため、令和7年度厚生労働科学特別研究班※の報告書も踏まえ、**調剤の求めを拒否できる「正当な理由」の考え方や事例などを整理した「薬剤師の調剤応需義務等について」(令和8年7月8日付け医薬発0708第1号厚生労働省医薬局長通知)**を発出した。

※カスタマーハラスメント対応を含む薬剤師の調剤応需義務の体系的整理のための研究(研究代表者:益山光一(東京薬科大学))

令和8年局長通知の主な構成

これまで通知で示されていた
「調剤の求めを拒否できる正当な理由」

薬局業務運営ガイドライン(H5)

- 物理的・身体的理由
- 疑義照会が不可能な場合
- 早急な調剤が必要だが調達に時間を要する場合
- 流通管理制度に基づく拒否
- 電子処方箋の重複投薬等アラート等への対応

新たに示した正当な理由

- 開局時間外の対応
- 悪意ある未払い
- **薬局におけるカスタマーハラスメント起因の拒否事由**
例:暴力・威嚇行為、暴言・人格否定等により、調剤の基礎となる信頼関係が破壊され、適切な医療提供が困難になったような場合

調剤後であっても、薬機法に基づき、
薬剤を販売・授与してはならない場合※

- 情報の不提供
- 服薬指導の拒否
- 電子処方箋の重複投薬のチェックによる適正使用の確保

※ 情報の提供又は指導ができないときや薬剤の適正な使用を確保することができないと認められるときは、当該薬剤を販売し、又は授与してはならない(薬機法第9条の4第3項)。